

健康診断仕様書

令和 7 年度林野庁本庁一般定期健康診断、除染等関連業務等健康診断及び情報機器作業従事者健康診断を以下のとおり実施する。

- 1 契約期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- 2 検査項目及び検査方法
 - (1) 一般定期健康診断（第一次検査・第二次検査）
別紙 1 による。
 - (2) 除染等関連業務等健康診断
別紙 2 による。
 - (3) 情報機器作業従事者健康診断
別紙 3 及び別紙 4 による。
- 3 契約単価及び予定人員
別添 2 計画書による。なお、予定数量は受診者数を保証するものではない。
- 4 検査場所及び実施予定時期
別紙 5 のとおり
- 5 検査結果の納入期限及び納入場所
 - (1) 納入期限
検査結果は、検査終了後 1 か月以内に担当者へ納入すること。
 - (2) 納入場所
〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
林野庁国有林野部管理課福利厚生室安全衛生班保健係（ドア番号：北 706）
- 6 検査実施方法等
 - (1) 検査時に使用する受診票については、受注者がその費用を負担の上で作成する。また、受診票の様式等については、別途担当者と協議して決定することとする。なお、受診票に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に担当者から提出を受けることとする。
 - (2) 氏名、生年月日等記載済みの受診票、検体容器等については、検査該当日の 2 週間前に課単位に仕分けし、担当者へ提出すること。
 - (3) 受診票の年齢及び検査項目別受診対象年齢は、令和 8 年 3 月 31 日現在（満年齢）とする。
 - (4) 農林水産省本省内で実施する健康診断の実施時間は、8 時 30 分から 12 時 00 分までとする（情報機器作業従事者健康診断を除く。）。
 - (5) 健康診断の会場は受注者が設置することとし、健康診断終了後速やかに原状に戻すこととする。
 - (6) 健康診断の際には、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく受診できるよう配慮することとする。
 - (7) 医師、スタッフ等について、1 日当たり、問診を担当する医師 1 名以上、検

査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

- (8) 血液検査について、採血担当者には採血能力に優れた者を充てること。
- (9) 胸部X線検査、胃部X線検査及び一般定期健康診断のうち子宮がん及び乳がんの検査については、十分な経験を有する専門医による読影を行うこと。
- (10) 胸部X線検査及び胃部X線検査については、レントゲン車（胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの。）で行うこととし、使用は最大3台までとする。
- (11) レントゲン車については、降雨時等には、雨よけ等装置により受診者を保護できる装置があること。レントゲン車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。

また、レントゲン車に必要な電源は庁舎の外部電源を使用すること。ただし、レントゲン車が外部電源に適合しない場合又は他事業で外部電源を使用中若しくはレントゲン車の配置上外部電源が使用できない場合は、電源装置を用意すること。

- (12) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。
- (13) 健診会場の設営に当たっては、受診者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。
- (14) 受注者が有する医療機関で実施する健康診断に係る受診の予約申込の受付対応（メール等）は、林野庁の担当者と協議の上、受注者側で行うこと。

7 検査結果の報告

- (1) 検査結果は、次のア及びイに掲げる健康診断に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる結果票等を作成し、担当者へ提出すること。

ア 一般定期健康診断（子宮がん及び乳がんの検査を除く。）

次表の①から⑤に掲げる結果票等

イ 除染等関連業務等健康診断、情報機器作業従事者健康診断及び一般定期健康診断のうち子宮がん及び乳がんの検査

次表の①から③に掲げる結果票等

区 分	内 容	部数
① 個人結果票	・受診者交付用 ・受診者ごとに封入し、氏名及び所属部署を表示の上、課単位に仕分けしたもの ・検査項目の説明を記載し、又は別紙により封入すること。	1 部
②個人結果票	・保管用（①と同じ個人結果票） ・課単位ごとに50音順に並べたもの	1 部
③連名式個人結果票	・健康管理医確認用 ・課単位ごとに50音順に並べたもの	1 部
④検査結果等データ	・検査結果データ ・問診内容データ ・担当者より受けた前年度等の検査結果データ表と同様に当年度分の検査データ表を作成し、CD-ROMに記録すること。	各 1 部
	・特定健診用 ・検査結果データを厚生労働省が指定するXML形式でCD-ROMに記録すること。	1 部

⑤ 検査画像等資料	・胸部X線検査、胃部X線検査及び眼底検査のデジタルデータ（要経過観察、要再検査及び要精密検査該当者分）及び当該デジタルデータを確認する際に必要なソフトウェアを記録したCD-ROM ・心電図検査の結果票（要経過観察、要再検査及び要精密検査該当者分）	各1部
-----------	--	-----

（２）検査結果等データは、５年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。

８ 検査依頼

林野庁の担当者は、林野庁本庁一般定期健康診断のうち「子宮がん及び乳がんの検査」を行う必要が生じた場合は、別紙６の「健康診断実施依頼書」を受注者に提出するものとする。

９ 健診会場や敷地内での事故防止と補償

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すものとする。なお、レントゲン車両等の搬出入等により、次に掲げる事故が発生したときは、受注者において、賠償、修繕又は弁償を行うものとする。

- ① 農林水産省職員及びその関係者、来訪者、第三者との人身事故
- ② 農林水産本省敷地内等の外溝、通路、植栽、建物及び付属する設備に対する事故
- ③ その他、受注者の管理責任に基づく事故

１０ 環境負荷低減への取組

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するとともに、生物多様性への悪影響防止や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

１１ その他

- （１）検査結果については、各項目ごとの受診人員、項目ごとの経費等について照会することがあるので対応すること。
- （２）緊急に精密検査又は治療を要する検査所見があった場合は、速やかに担当者に連絡し、その指示に従うこと。
- （３）各検査実施の際、受注者の不注意によって受診者に治療等の必要が生じた場合は、その治療等に要する経費は受注者の負担とする。
- （４）業務上知ることのできた秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- （５）この仕様書にない事項については、林野庁の担当者と協議の上、決定するものとする。

林野庁本庁一般定期健康診断の検査要領

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 既往歴及び業務歴	① 既往歴及び業務歴の検査においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取を行うこととなるが、特定健康診査及び特定保健指導との関係をも踏まえ、これらの事項の聴取について徹底を図ること。 ② 別途指定する「問診票（一般定期健康診断）」を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。 ③ 受診者には、別途指定する「心の健康づくりに係るチェック票」を提出させること。
2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	① 視力及び聴力の検査については、一般定期健康診断の回数は、3年につき少なくとも1回とし、これらの検査のうち、健康管理医が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。 ② 腹囲の検査について、次に掲げる職員は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 ア 40歳未満の者（35歳の者を除く。） イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。） ③ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。
3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	問診、視診及び触診により行う。
4 胸部エックス線検査	① 40歳未満の職員（20歳、25歳、30歳及び35歳の職員を除く。）について、医師が必要でないと認める場合には、エックス線撮影を省略することができる。 ② 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。
5 喀痰細胞診	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）

	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	血糖検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数及び腫瘍マーカー（CEA及び高感度PSA）の検査	① 心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ウ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者 ② LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能及び白血球数の検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ③ CEAの検査については、40歳以上の職員、高感度PSAの検査については、50歳以上の男性職員を対象とする。 ④ 貧血の検査は、血色素量、赤血球数及びヘマトクリット値を検査する。 ⑤ 腎機能の検査は、血液中のクレアチニンを検査する。 ⑥ 膵機能の検査は、血液中のアミラーゼを検査する。
8 胃部エックス線検査	① 胃部エックス線検査については、50歳以上の職員に実施するものとし、一般定期健康診断の回数は、2年につき少なくとも1回とする。 ② ①のほか、胃部エックス線検査について、30歳以上50歳未満の希望する職員に実施する。
9 肝機能検査	① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ② 血液中のGOT、GPT及びγ-GTPを検査する。
10 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。
11 眼底、眼圧及びドライアイの検査	① 眼底の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 情報機器作業に従事する職員のうち希望する者 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ② 眼圧及びドライアイの検査については、①のアに掲げる職員を対象とする。

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
12 子宮がん及び乳がんの検査	① 35 歳以上の女性職員及び 35 歳未満の希望する女性職員を対象とする。 ② 子宮がん検査については、以下により検査する。 ア 問診 イ 内診 ウ スメアー エ 経膈超音波撮影（エコー） ③ 乳がんの検査については、以下により検査する。 ア 問診 イ レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコー）
13 右欄の(1)～(6)に掲げる検査（右欄の a～d の検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員における場合に限る。）	(1) 空腹時の血中グルコースの量の検査 (2) ヘモグロビン A 1 c 検査 (3) 微量アルブミン尿検査（第 6 項の尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された職員における場合に限る。） (4) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査 (5) 頸部超音波検査 (6) 空腹時の L D L コレステロール検査、空腹時の H D L コレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査 a 腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか 1 項目以上） b 血圧の測定 c 血糖検査 d L D L コレステロール検査又は H D L コレステロール検査若しくは中性脂肪検査（いずれか 1 項目以上）
14 第 1 項から第 12 項までの検査の結果必要と認められる検査	① 肝炎に罹患した可能性がある者とされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する肝炎ウイルス検査 ② その他必要と認められる検査

林野庁本庁除染等関連業務等健康診断の検査要領

検 査 項 目	検 査 要 領	備 考
1 被ばく経歴	放射線に被ばくされた経歴を調べる。	
2 問 診	過去及び現在におけるけん怠感、頭痛、食欲不振、吐気、おう吐、粘膜の出血傾向等について調べる。	
3 視 診	同 上	
4 触診	同 上	
5 末梢血液の検査		
(1) 白血球数	メランジュール法等により、血液 1 mm ³ 中の白血球数を検査する。	
(2) 白血球の百分率	塗装標本により、白血球を各種類ごとに数え、百分率を算出する。	
(3) 赤血球数	メランジュール法等により、血液 1 mm ³ 中の赤血球数を検査する。	
(4) 血色素量（血球素量）又は全血比重	血色素量（血球素量）は、ザーリー氏法等により、全血比重は、硫酸銅法による。ただし、血色素量又は全血比重のいずれか一方の検査を省略して差し支えない。	
6 眼の検査	白内障について調べる。	
7 皮ふの検査	脱毛、発赤、乾燥、たてじわ、かいよう、癬痕、ケロイド、指紋の消失、つめの異常等について調べる。	
8 その他必要と認める検査	医師が必要と認める方法により実施する。	医師が必要と認めた者を対象者とする。

林野庁本庁新たに情報機器作業に従事する前の健康診断の検査要領

検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
1 業務歴の調査	問診票等を用い、過去の情報機器作業業務歴等について把握する。	
2 既往歴の調査	問診票等を用い、既往歴について把握する。	
3 自覚症状の有無の調査	業務歴及び既往歴の調査の結果を参考にしながら、問診票等を用いて問診により行う。	
4 眼科学的検査 (1) 視力検査 ア 遠見視力の検査	ふだんの遠方視時（外を歩くなど）の屈折状態（裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ）で検査を行い、5 m 視力を測定する。	
イ 近見視力の検査	ふだんの作業時の屈折状態（裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ）で検査を行う。通常、50cm 視力を測定するが、ふだんの情報機器作業距離がより近い場合には 30cm 視力を測定することが望ましい。	
(2) 屈折検査	裸眼又は眼鏡装用者は、裸眼での屈折状態をオートレフラクトメータにて測定する。コンタクトレンズ装用者は、着脱可能な場合は裸眼で、困難な場合はレンズ装用下で測定する。 また、使用眼鏡の度数測定をレンズメーターで行う。コンタクトレンズ装用者は、可能であれば使用レンズの度数を聴取する。	問診において特に異常が認められず、遠見視力、近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼ともおおむね 0.5 以上が保持されている者については、省略して差し支えない。

検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
(3) 眼位検査	交代遮蔽試験又は眼位検査付き視力計で斜位の有無を検査する。	問診において、当該症状に異常が認められない場合には、医師の判断で省略することができる。 高度な眼科学的検査等については、専門医に依頼する。
(4) 調節機能検査	ふだん情報機器作業を行っている矯正状態での近点距離を測定する。	
5 筋骨格系に関する検査 上肢の運動機能、圧痛点等の検査	指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無並びに筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無について検査する。	
6 その他必要と認める検査	医師が必要と認める場合に、握力、眼圧等の検査を実施する。	

林野庁本庁一般定期健康診断を実施する際に併せて行う健康診断の検査要領

検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
1 業務歴の調査	問診票等を用い、過去の情報機器作業業務歴等について把握する。	
2 既往歴の調査	問診票等を用い、既往歴について把握する。	
3 自覚症状の有無の調査	業務歴及び既往歴の調査の結果を参考にしながら、問診票等を用いて問診により行う。	
4 眼科学的検査		
(1) 視力検査		
ア 遠見視力の検査	ふだんの遠方視時（外を歩くなど）の屈折状態（裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ）で検査を行い、5 m 視力を測定する。	
イ 近見視力の検査	ふだんの作業時の屈折状態（裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ）で検査を行う。通常、50cm 視力を測定するが、ふだんの情報機器作業距離がより近い場合には 30cm 視力を測定することが望ましい。	
(2) 調節機能検査	40 歳以上の職員を対象とする。 ふだん情報機器作業を行っている矯正状態での近点距離を測定する。	自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、遠見視力、近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼ともおおむね 0.5 以上が保持されている者については、省略して差し支えない。
(3) 眼位検査	40 歳以上の職員を対象とし、医師の判断により実施する。 交代遮蔽試験又は眼位検査付き視力計で斜位の有無を検査する。	自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、遠見視力、近見視力がいずれも、片眼視力（裸眼又は矯正）で両眼ともおおむね 0.5 以上が保持されている者については、省略して差し支えない。

検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
5 筋骨格系に関する検査 上肢の運動機能、圧痛点 等の検査	指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無 並びに筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、 腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無について 検査する。	問診において、当該症状に異常が認められない場合には、 医師の判断で省略することができる。

検査場所及び実施予定時期

健診種別	検査場所	実施予定時期
林野庁本庁一般定期健康診断（第一次検査。子宮がん及び乳がんの検査を除く。）及び除染等関連業務等健康診断（1回目）	農林水産省本省内の会議室及び農林水産省本省敷地内の駐車場等	【本実施】 8月22日～9月5日（予定）（4日間） 【予備日（転入者、未受診者向け）】 9月～11月（1日間） 予備日においても受診できなかった者については、令和8年1月までの間に受注者が指定する医療機関において一般定期健康診断を受診できるものとする。
林野庁本庁一般定期健康診断（第二次検査。子宮がん及び乳がんの検査を除く。）及び除染等関連業務等健康診断（2回目）	別途、受注者が発注者と協議して決定した医療機関※	別途調整する。
林野庁本庁一般定期健康診断のうち「子宮がん及び乳がんの検査」	受注者が指定する医療機関※	8月～12月
情報機器作業従事者健康診断	農林水産省本省内の会議室	別途調整する。

※農林水産省本館から徒歩及び公共交通機関を利用して片道1時間程度以内であること。

健康診断実施依頼書

年 月 日

〇〇法人 〇〇〇〇
〇〇〇〇 殿

申 込 者

所属 林野庁管理課福利厚生室

安全衛生班担当課長補佐

このことについて、健康診断を下記のとおり依頼します。

記

1 健康診断の種類

2 受診者名簿

3 検査項目

計 画 書

一般定期健康診断

検 査 項 目		対象者	単価(円) (消費税抜き)	予定人員 (人)	備 考
第 一 次 検 査	問診・視診・触診	全職員		380	
	身長・体重・肥満度	全職員		379	
	腹囲	35歳の職員、40歳以上の職員		220	
	視力	全職員		380	
	眼底	情報機器作業に従事する職員のうち希望者		225	
	眼圧	情報機器作業に従事する職員のうち希望者		226	
	ドライアイ	情報機器作業に従事する職員のうち希望者		175	
	聴力	全職員		379	
	血圧	全職員		380	
	心電図	35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員		278	
	尿(糖・蛋白・潜血)	全職員		379	
	胸部	エックス線撮影(デジタル撮影(1枚撮り)も可)	全職員(※検査要領参照)	376	結核、肺がん検査
		喀痰細胞診	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、該当者	8	
	胃部エックス線撮影(デジタル撮影(8枚撮り)も可)		50歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員(※検査要領参照)	164	
	血液	GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、アミラーゼ、赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット値、白血球数	35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員	316	
		腫瘍マーカー(CEA)	40歳以上の職員	211	
		腫瘍マーカー(高感度PSA)	50歳以上の男性職員	83	
	大腸がん		40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員	239	
第 二 次 検 査	眼底			3	
	心電図			3	
	脳血管疾患及び心臓疾患の予防に関する検査	血液検査(HbA1c)		3	
		負荷心電図		3	受診は負荷心電図又は胸部超音波のいずれか
		胸部超音波		3	
		頸部超音波		3	
		微量アルブミン尿検査		3	
	C型肝炎抗体検査			2	
	胸部結核検査	エックス線直接撮影		2	
		赤血球沈降速度		2	
		喀痰検査		2	

除染等関連業務等健康診断

検 査 項 目		対象者	概算額(円) (消費税抜き)	予定人員 (人)	備 考
除染等関連業務等健康診断(1回目)	問診、視診、触診、白血球数、白血球百分率、赤血球数、血色素量、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査	除染等関連業務等に従事する職員		3	
除染等関連業務等健康診断(2回目)				1	

情報機器作業従事者健康診断

検 査 項 目		対象者	概算額(円) (消費税抜き)	予定人員 (人)	備 考
新たに情報機器作業に従事する前の健康診断	診察(筋骨格系に関する検査含む)、視力(遠見・近見)、屈折、眼位、調節機能	新たに情報機器作業に従事する職員のうち事前問診の結果自覚症状を訴える者		16	
一般定期健康診断を実施する際に併せて行う健康診断	診察(筋骨格系に関する検査含む)、視力(遠見・近見)、眼位、調節機能	情報機器作業に従事する職員のうち事前問診の結果自覚症状を訴える者		40	

一般定期健康診断のうち子宮がん及び乳がんの検査

検 査 項 目		対象者	概算額(円) (消費税抜き)	予定人員 (人)	備 考
子宮がん(問診、内診、スメアー、経膈エコー)		35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員		74	
乳がん	問診、マンモグラフィ	35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員		41	
	問診、乳腺エコー	35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員		45	